

まちづくりに関連する交付金等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月二十日

参議院議長 扇千景殿

柳澤光美

●

○

まちづくりに関連する交付金等に関する質問主意書

「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律」（中心市街地活性化法）、「改正都市計画法」のいわゆるまちづくり三法が施行されて七年が経過した。

この間、当初の目的であつた全国の中心市街地の衰退傾向に歯止めをかけることができず、政府は、経済産業省、国土交通省それぞれの審議会での議論経過を踏まえ、「中心市街地活性化法」と「都市計画法」の改正案を今国会に提出した。改正案の内容は中心市街地に対する交付金を拡充する一方、郊外の大型小売店出店を規制することにより中心市街地の活性化を目指すこととしている。

しかし、単に郊外大型小売店の出店を規制することで中心市街地が活性化することはとうてい考えられず、交付金についてもまたもやバラマキになるのではないかと危惧されるところである。一部でなされている「商店街の衰退の原因はすべて郊外大型小売店の出店にある」といった短絡的な議論に終わらせないためにも、まずはこの七年間の徹底した検証が必要である。とりわけ、これまで支出してきた交付金や補助金などがどのように使われ、どこに問題があつたのかなどを明らかにしない限りは、さらなる無駄な支出が行われ

結果として国民に負担を強いることになる。

以上の観点から、以下質問する。

一 まちづくり三法の施行以降、中心市街地・商店街等の中小商業活性化を図ることを中心としたまちづくりに関して支出した補助金、交付金等の内容（名称、目的、補助・交付対象及び金額）について、所管省庁別かつ年度別に示されたい。

二 一で示した補助金、交付金等において生じた年度ごとの不用額をそれぞれ示し、その発生要因を詳細に明らかにされたい。

三 一で示した補助金、交付金等の政策効果について、どのような手法で検証し、どのような効果があつたのか示されたい。また、その効果について、政府はどのように評価をしているのか示されたい。

右質問する。